

昭和五十二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区新田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話1-03-261-7079
振替 東京0158431 労働会館労働会本店No.329915

購読料 月額300円 6カ月前納制

〈も く じ〉

全世界にとどろきわたる声！……………2
——『共産党宣言』発刊一三〇年に寄せて——

■七八國民春闘への提言⑥■
戦術的対応の克服を！……………3

反合理化闘争のとらえ方に混乱……………4
——國労「民主的規制」への疑問①——

■マルクス・レーニン主義とは何か⑩■
帝国主義の時代と労働運動……………10
——レーニンと労働運動論②——

△資料1▽国民春闘共闘会議および公労協による声明……………17
△資料2▽全通中央闘争委員会声明……………15
△資料3▽七八賃闘取捨と総括の視点(全電通)……………14
△資料4▽春季賃金交渉現時点での感想(日経連)……………14

■増刊号発行のお知らせ■

社会党「中期経済政策(第一次試案)」批判の決定版！

予定価格 四〇〇円、五月中旬発行

旬刊 社会通信

NO.20 一九七八年五月二一日

一九七八年五月二一日発行
毎月一日・二日・三回発行

全世界にとどろきわたる声!

—『共産党宣言』発刊一二〇年に寄せて—

『共産党宣言』が出てから百三十年になる。日本で始めてこれが翻訳され、公にされたのは、堺利彦と幸徳伝次郎の手になる。この号(週刊『平民新聞』の第五十三号)は、日本の社会主義者たちによる日露戦争の反対運動を記念して発行された。しかし、この号はこの翻訳のためにすぐ発売を禁止され、西川光次郎、幸徳伝次郎、堺利彦の三人は直ちに起訴された。

堺利彦の云うところによると、『共産党宣言』は、これまで知らなかったのを、小島龍太郎という中江兆民の流れをくむ人に教えられて、訳出したということである(『社会科学』昭和三年二月号、一四頁)。

しかし、この訳文には第三章『社会主義のおよび共産主義的諸文献』は、訳載されなかった。明治三十九年三月『社会主義研究』という月刊雑誌には、この第三章は訳載された。年夏、幸徳事件がぼつ発するに及んで、『共産党宣言』という歴史的、理論的文献はもちろん、あらゆる社会主義文献が残虐にも踏みこじられてしまった。その後いろいろな手でひそかに出版されたが、またドイツ語、英語、フランス語等で読まれた。

堺利彦、山川均等のマルクス主義者によって、マルクス・エンゲルス・レーニンの理論的伝統はもちつづけられて、今日に至っている。マルクス主義の理論的、実践的伝統は、いろいろの党派によって受けつがれている。

ただこの国の特徴と称すべきものは、その受けつがれ方に、いくつかの伝統がある事である。

『共産党宣言』の訳本のごときは、いくつかの歴史をもち、いまだに統一されていない。『共産党宣言』の最後の文句は、「支配階級よ、共産主義革命のまえにおののく、がい。プロレタリアは、革命においてくさりのほか失うべきものをもたない。かれらが獲得するものは世界である。万国のプロレタリア団結せよ!」という。

このマルクス・エンゲルス・レーニンの声は、このプロレタリアのどよめきは、全世界にとどろきわたっている!

■七八国民春闘への提言⑥■

戦術的対応の克服を！

とにかく、惨たんたる春闘だった、という労働運動への非難・中傷が、色とりどりに一大キャンペーンとして吹き荒れているが、われわれはここで「独占資本側の得意げな様子」に腹をたてて歯ざしりするだけではいられないし、ましてや敗北感や挫折感で立ちすくみ立ちどまるわけにはいかないのである。

たとえば、七三・七四春闘に止めされた運動の高揚が、客観的には「反独占・反自民」の方向に正しく沿いながら、脆弱（ぜいじゃく）な指導体制のためにその点の総括がなされぬままだったこと。したがって七四春闘後まさに間髪（かんぱつ）を入れぬ形で猛然と開始された敵の反撃がまさに政経一体すなわち「物価か賃金か」「雇用か賃金か」という春闘攻撃の強化に加えて、七四年参議院選における自民党敗退という金脈問題による田中失脚とを結合した政治的危機感を巧みに利用した三木内閣づくりから新自由クラブづくりあるいはその頂点としての多様な社会民主党攻撃と野党の分断とまきこみ等であったこと、要するに本格的に階級闘争の展開そのものであることを、もうこの段階では、どんなに大へんでも正しく総括しなければならぬからである。

つまり、資本主義体制維持のため、まだまだ持っている財力・権力を集約して全力で立ち向って来ている敵にたいするわが方の態度があまく、JC相場をふみ台にするとか、「雇用創出」のための週休二日制の立法化とかのいわば戦術的対応のみに終始していることとの克服が、今やわれわれの最大の課題となっているからである。

そして具体的にとりあえずは、やはり「幹部闘争から大衆闘争へ」という提言を緊急なものとしてざるをえないのである。

全通の「スト回避」をめぐって、さまざまな動向がおきていることは周知のとおりだが、極左的な幹部だんがいや責任追及などは論外としても、内部から、鋭く「幹部闘争」的な指導だったことが批判されており、このままでは「大衆闘争」をこんご組織できないので、この際、徹底的な総括運動を実践すべきである、など正しい意見、——「このように敵の狙いが強まれば強まるほど、組織内部の意志統一（組合民主主義の確立つまりは幹部闘争から大衆闘争へ）に一段と努力して、職場に大衆闘争路線にもとづく労働運動を名実ともに打ち立て、組合員一人ひとりの力を結集して反撃に転じなければならない（T支部）が出されているのである。

いっぽう、全電通の場合は第一に全体の春闘が終ってもいない段階（4/28）で、まるで待っていたといわんばかりの「春闘転換」論を軽々に大衆討議もなまま打ち出し、第二に全通の「スト回避」に重大な責任をおかぶせるといふ放言をおこない、第三に総評運動じたいについての難くせをつけてはばからない不遜な態度に出たのであるが、これこそ「大衆不在」の幹部闘争方式の悪しき典型でなくていったい何であろうか。

（真鍋重雄）

反合理化闘争のとらえ方に混乱

— 国労「民主的規制」への疑問(三) —

統一戦線政府樹立は不要？

「独占の政策を規制する闘いは政治闘争である。民主的規制の闘いは広はんな階級闘争であり政治闘争である。……階級闘争の概念からすれば反合理化闘争は経済闘争であり、経済闘争で支配層の政策を規制しようとしても、それには限界がある。民主的規制は政治的改良のたまたかである。経済闘争と政治闘争との結合こそ、独占の支配を規制する壮大なたまたかに発展させることができる可能性をもっている。……政治闘争は経済闘争よりもはるかに大きな広がりをもつことである。経済闘争と政治闘争とを結合……した場合、政治闘争が先行し、経済闘争はそのあとに続く形となる。経済闘争は、その要求をもつ特定の団体の闘いを中心となるが、政治闘争は独占の支配に反対する闘いだから、共通の要求をもつ国民各層を広く結集することができ、幅広いたたかひとなるからである。一九六〇年における安保と春闘の結合は、典型的にこのことを教えている。」(『国鉄新聞』一六〇六号、四面)

第一の指摘——『資料』は政治闘争の概念を「組合主義的政治」の枠内におしとどめ、国労綱領の第十条が明らかにした階級的労働組合が担うべき任務——反独占統一戦線の中核を担うという任務を事実上放棄する論理を展開していること。

「独占の政策を規制するたまたかいは政治闘争である。」——その通りである。「規制」の内容がどういふものであれ、そのたまたかひが、政府を相手にする限りで政治闘争である。

「民主的規制」の場合はどうか。「民主的規制」は、政府にたいして、国鉄労働者と勤労国民の生活・労働条件を改善するための立法的・行政的措置を要求するたまたかひである。その意味で「民主的規制」は政治闘争である。『資料』は続ける。「政治闘争だから、政治的改良の闘いである。同時に、独占の支配に反対する闘いである。」——「民主的規制」のたまたかひは「独占の支配に反対する闘い」だというのだ。

「民主的規制」は「政治的改良の闘い」だろうか。たしかに、そういう部分もある。「運賃・料金を民主的に決定するための独立機関」(同前、三面)が実現すれば、「政治的改良」と言えないこともない。しかし、その実現は「独占の支配に反対する闘い」だろうか。少くとも運賃については、独立した機関でこそなかったが、運賃法定制がこのの間まで実施されていたではないか。国会というわれわれ勤労国民の代表も入った機関のOKがなければ、運賃をあげることはできなかったのである。その制度と似たような制度の実現をめざすたまたかひが、「独立の支配に反対する闘い」なのだろうか。

問題はそれだけにとどまらない。この「独占機関」以外に提起されている内容は、いずれも労働者・勤労国民の生活・労働条件の改善にたいする立法的・行政的措置を要求するものであって、いずれも「独占の支配の下」でのたまたかひである。そのたまたかひは、この限りでは、本質的には「組合主義的政治闘争」の域を出ていない。「独占の支配に反対する

闘い」などでは、けしてあり得ない。

「いや、そうではない。われわれはたたかひの形態を言っているのではない。その本質、戦略を言っているにすぎない」という反論があるかも知れない。では再質問しよう——「だとすれば、国労綱領第一条、第十条が明記するように、これまでの国労のたたかひは、すべて、そのような本質なり戦略をもっているはずである。なぜわざわざ、政治闘争（ここでは『民主的規制』）だけを取り出し、経済闘争（ここでは反合理化闘争）と対比させる必要があったのか」と。実は、『資料』にとって問題だったのは、本質や戦略ではなく、『政府と闘っている』という形態だったのである。したがって、このような反論をする人びとはあり得ないはずである。

「民主的規制」がここでいう、「独占の支配に反対する闘い」でないとするれば、はたしてどのようなたたかひが、「独占の支配に反対する闘い」であるか。

その典型的なものは、社会主義権力樹立をめざす革命闘争であろう。そしてまた、反独占統一戦線政府の樹立を直接にめざすたたかひも、形態上・本質上ともに「独占の支配に反対する闘い」であろう。（読者に誤解を与えない為にことわっておくが、本来の階級的労働運動にとっては、また、本来の社会主義者にとっては、すべての労働者・勤労国民のたたかひが、戦略上・本質上、独占の支配に反対するたたかひであることは当然のことである。ここでは『資料』の認識の上になたてて議論を展開しているにすぎない）。

事態がこうであるから、『資料』にとつてはまことに不都合である。『資料』は、別の場所では統一戦線政府や革命について語っているが、本来、最も真剣に語るべき場では一言も語っていないことが明らかにたからた。『資料』ははからずも、直接政府の打倒も呼びかけない、したがってその大半が経済的改良で詰っている「民主的規制」のたたかひをすすめるれば独占資本の支配に反対する（したがってそれにかわる支配を樹立する）ことができる、と明言してしまった。この論理はまさしく構革論の論理ではあるまいか。この疑惑があながち的はずれではなさそうだとすることは、すでにふれてきたところである。かくの如くして、『資料』は、国労綱領第十条に反する主張であることが明らかにた。

安保と六〇春闘については短くふれるにとどめよう。安保が広い層を結集するか、「賃上げ」が広い層を結集するかについては、あくまで時の情勢が決定すべきことであって、個別の戦術をとりあげて、このように一般的に論ずることはできない。安保という平和と民主主義の問題が、政治的課題にたいするたたかひだからと言って、いつも必ず労働者以外の勤労国民をも幅広く結集するという保障はないのである。しかも、六〇年安保のたたかひは、平和と民主主義のたたかひであって、断じて「民主的規制」のたたかひではなかったのである。

いずれにせよ、経済闘争より幅広く、第一に優先しなければならぬ「民主的規制の闘い」が、「当該線区沿線の職場で廃止反対の闘いを起し、まず現場長を味方に引き入れなければならぬ」と命ずるとあっては、その「幅」がどちらを向いて広がっていくのか、大いに不安の残るところである。

経済闘争の矮小化

問題を経済闘争の側から見てみよう。

『資料』は、経済闘争より政治闘争が優先すべきだ、政治闘争の方が経済闘争より幅広い層を結集できるから、と主張している。課題が実践的である以上、「民主的規制」を例にとり、具体的に検討してみよう。

「民主的規制」の根幹は、総合交通政策をもって政府・当局の交通・国鉄政策に介入・規制するたまたかである。この政策を形成する過程は「何よりも生活の必要性をもつ人びとの間から、具体的な要求の中から始めなければならぬ」（同前、三面）ない。国鉄にたいする国民の要求は、「『いつでもだれでも、軽い負担で利用でき、便利で、安全で、快適な交通手段で』で……公害などの問題をひきおこさない」（同前、三面）ということである。国鉄労働者には国鉄労働者の労働条件改善の要求がある。しかし勤労国民の要求が、国鉄労働者の労働条件を引き下げるようなものである場合がある。同じ交運労働者同士でも、いろいろな利害の反する面（反しているように見える面）はあることは、『資料』も指摘するところである。これを克服することは、「民主的規制」という政治闘争をすすめる上での根本問題であるが、『資料』はこの点については、「地域レベルでも日常的な討論と連帯を積み重ね、地域の交通運輸に関する共通の関心を高める」（同前、三面）と抽象的にしか述べていない。しかし何を討論し、どういう連帯を作りあげるのか？ いかなる共通の関心をもつべきなのか？

たとえば「安全」の問題がある。地域住民からは機械化推進の要求が出るかも知れない。過積禁止やスピード違反の規制強化を要求すれば、民間のトラックやバス労働者から反発が出ることもある。これらの喰い違いをどうやって統一していくのか。「安全」という一見もっとも広い層をつかみそうな問題についてだって、事態はそう簡単ではない。

カギは、労働者の経済闘争——「安全」問題でいえばとくに反合理化闘争の蓄積の度合が握っている。反合理化闘争の経験こそが、安全問題にたいする正しい理解を与える。だからわれわれの任務は、国鉄合理化がどれほど労働者の労働条件を切り下げ、安全をおびやかしてきたかを明らかにし、労働者の要求にたいする共感を告げて、安全輸送のために必要なことは何かを地域住民に訴えなければならぬ。またトラック運輸労働者にたいしては、スピード・アップと「過積競争」がどれほどトラック労働者全体の労働条件をひき下げ、トラック労働者自身と住民を交通災害の危険にさらしているかを訴えねばならない。同時に条件のあるところから、具体的にたまたかいを組織していかなければならない。「民主的規制」という政治闘争に取り組むためには、その準備の段階ですでに思想闘争が必要である。その思想の力、確信は、それまでの労働者の経済闘争を契機にして培われるのである（労働組合が「民主的規制」のたまたかいを提起する以上、その担い手は個々の組合員である。したがって原則として経済闘争が契機であると言わざるを得ない）。したがって、労働組合がこのような「政治的」たまたかに、大衆的に取り組もうというなら、経済闘争の一定の蓄積は不可欠となるだろう（この議論は直ちに「段階論」だ、という批判をうけるだろうが、それについては別の機会にふれよう）。そして、たとえば「交通政策」

ができ上ったとしても、ますます激しくなる分断攻撃、思想攻撃とたたかいながら戦線を拡大するには、ますます広く厚い層が、思想闘争をたたかいぬく力と確信を獲得しなければならぬ。したがって、経済闘争は政治闘争の「あと」どころか、不離一体のものとして進められなければならない。

同様のことは、「幅」の問題についても言えるであろう。「民主的規制」が、烏合の衆による自然発生的運動に終わらないためには、指導部隊の位置にある者は、新しく運動に参加する一人ひとりとの思想闘争を常に展開しなければならない。そして、「民主的規制の闘い」を「闘い」として担いうる実力の程は、一般的に「幅広く」集めた人数で決定されるのでなく、正しい思想に立って（反独占というたたかひの方向に立って）たたかう人びとの幅や厚みが決定するのである。「民主的規制」が、実力闘争を指す以上当然である。したがってその「幅」を規定するものは、労働者の賃金闘争や反合理化闘争の思想の拡がりである。なぜなら、その正当性の理解なしに、反独占統一闘争の思想はあり得ないからである。

「幅」をもって、経済闘争と政治闘争の優劣を言うことはバカげている。

この「幅」の議論は別の面からもバカげていることがわかる。経済闘争と政治闘争の「幅」を問題にすることは、「ローカル線撤去、安全無視の交通政策を推進する国鉄再建合理化Ⅱ体制的合理化」に反対する国民の数と、「平和と民主主義」を守るたたかひに賛同する国民の数はどっちが多いか、あるいは「国鉄再建合理化をもたらず政府・国鉄当局の国鉄政策そのもの」に反対する国民とどっちが多いか、というコッケイな議論だからである。

なぜこのようなコッケイな議論に迷い込んだのか。おそらくその原因は、『資料』が経済闘争Ⅱとりわけ反合理化闘争Ⅱを、企業内闘争以上のものでして理解していない点にある。たとえば、これまで国労が反合理化闘争の出発点として位置づけて来た職場闘争について、『資料』はこう述べている。

「いままでのように職場で闘うだけでは十分ではなくなっている（闘争領域は拡大しているが）」（同前、四面）

これがこれまでの国労運動の歪曲であることはともかく、職場の抵抗闘争を「職場だけ」のたたかひと理解している点が重要である。ここでは職場闘争はまったくの企業内闘争として理解されている。だから企業を乗り越える政治闘争である「民主的規制」が同時にたたかれなければならない、というわけだ。

「経済闘争は、その要求をもつ特定の団体の闘いが中心になる」（同前、四面）

その少し前では、階級闘争としての経済闘争が論ぜられていたが、ここでは経済闘争は特定の団体のたたかひになってしまっている。もちろん、経済闘争の場合、具体的にその課題でたたかっている組合なり単産なりが全力をあげることは当然であろう。しかし階級闘争としての経済闘争を論ずる限り、そのたたかひは全労働者階級のたたかひである。連帯ストや支援カンパなど、労働者全体のたたかひに発展せざるを得ない。三池闘争は、そうしたたたかひの典型であった。そうした事実がありながら、「特定の団体の闘いが中心」と主張するとすれば、結局は、経済闘争を企業内闘争としてしか理解していないと言

わざるを得ない。それは、結局は、経済闘争の矮小化であり、悪しき「政治主義」である。だが、もっとも重要なことは、国労が、経済闘争を企業内闘争として矮小化しながら、それを「超える」たたいとして提起した「民主的規制」そのものが、すでに見たように、「企業防衛」を柱に据えた文字通り企業内の・企業主義的労働運動であることなのだ。

「反合理化闘争の否定？」

これまで見てきたように、資料は執拗に「民主的規制」は反合理化闘争などの経済闘争に優先すると言ってきた。はたして「優先する」とはどんなことか。

「民主的規制」の柱である総合交通政策は、その細部にわたって作り上げられるまでには、多少の時間を要するだろう。しかしそれは、われわれの力量が統一戦線政府を作り出す程に大きくなる以前であろう。なぜなら、「民主的規制」は、統一戦線以前からたたかわれるべきたたかいだからである。したがって、われわれの力はまだそれほど十分に組織されていないと考えなければならぬ。不十分な組織力の上に作られる「交通政策」も、さまざまな不備をもっていることだろう。もちろん不備それ自体はやむを得ぬところである。しかし問題は、不備故に、国鉄労働者や交運労働者の労働条件と衝突する内容が「交通政策」に盛り込まれた場合はどうなるのか（広く国民を結集するために、勤労国民の要求そのまま採用したりすれば、当然生ずる問題である）。その場合は何をどう「優先する」のか？

『資料』の論理にしたがう限り、経済闘争⇌労働条件の維持・改善のたたいを抑制し、「民主的規制」⇌交通政策闘争を優先せざるを得ないことになる。少くとも論理的にはそうなのであって、それを否定しうる何の運動論上の配慮もされていない。

されていないどころではない、この可能性を懸念させる問題が実際あるのである。たとえば、組合として「責任の一半」を担うという主張である（本誌・一八号参照）。それ自体の批判はともかく、もし組合としての責任のとり方があるとすれば、多少の労働条件の低下も、政策実現の為に甘受すること以外にない。たとえば、昨年「新潟大会」で議論になった「自主的規律」の論理である。これらはいずれも、経済闘争、とりわけ反合理化闘争を否定する傾向を感じさせるのである。

反合理化闘争の否定の懸念は、実は「民主的規制の闘い」の論理自身のなかにもある。

「独占資本・政府のスクラップ化を基調とする政策を実力で打破するか、規制するかする闘いに取り組まなければ、雇用も労働条件も守れない情勢におかれているのである」（同前、一面）

「国民諸階層——とりわけ勤労諸階層の生活の必要性を充足するものとして国鉄が再建されるべきとき、国鉄労働者の雇用と生活の安定的な発展の前提条件が確立される」（同前、三面）

前の引用文への疑問——「スクラップ化」を規制するたたいに取り組んだが、規制できなかつたとして、その時は労働条件は守れないのかどうか？——つまり、反合理化闘争や賃金闘争に取り組んでも意味はないのか——。

「そんなことはない、結果のいかんにかかわらず、取り組めば、賃金や労働条件を守る情勢を作りうる」というなら、「民主的規制」は護符のようなもので、身につけてさえいればよいことになる。つまり、「民主的規制」に取り組むことを宣言すればそれですべてよし、ということになる。だが、独占資本の攻撃がそれほど甘くないことは『資料』自身

が十分承知しているはずだ。(もっとも「宣言」自体に意味があるというなら、これはまた、別の大問題——敵に対する思想的後退の「宣言」による敵の譲歩の引き出しを狙う路線ではないか?) という問題——をひきおこすことになる。)

したがって先の間にたいする答えは、理論的には、「スクラップ化」を抑制できぬなら経済闘争(改良闘争)はやってもダメということにならざるを得ない。「まず」民主的規制」にとり組んで、労働条件を守る前提条件を作ろう」というわけだ。

これを裏書きするのが、後の引用文である。「安定的」という修飾語の如何にかかわらず、「スクラップ」の停止を労働条件維持・改善の前提条件とする限り、反合理化闘争よりも「民主的規制」ということにならざるを得ない。そして、「民主的規制の闘い」——国鉄スクラップ化をやめさせるたたかいが勝利するまで反合理化闘争はおあずけということになろう。なぜなら、「スクラップ政策」がなくならない限り、反合理化闘争をやっても労働条件を守る前提条件が確立されないのだから。

こうして、実践上の問題はともかく、理論的には反合理化闘争を中心とする経済闘争(改良闘争)を否定する論理が、「民主的規制」には潜んでいる。第二の構革論のすぐ傍に、このような極「左」主義が息づいている。

なお、政治闘争と経済闘争の項を閉じるにあたって、三点ほどの補足をしておこう。いずれの点も、詳しく論ずるわけにはいかないのだが——。

第一に、国労という労働組合が「民主的規制」を提起したこと自体が妥当かどうか、ヨリ一般的には、政治闘争、反独占統一闘争の路線的提起を労働組合がおこなうことは妥当か? そしてこの問題は、階級闘争において、社会主義政党和労働組合は、それぞれどのような任務をもち、どのような相互関係をもつか、という問題に直接結びついている。この問題は、おそらく日本の階級の運動に現在生じているさまざまな意見の違いの一つの焦点をなしている。したがって、この問題は本来さけて通れぬ課題である。ただしこの場では、革命路線を含む「民主的規制」は、労働組合の手で提起すべき性格のものではない、ということと、しかもそれが労働組合の手によって提起された背後には、日本の企業別労組のもっている根強い企業主義にたいする無警戒があることを指摘するにとどめよう。

二つめに、統一闘争の考え方についてである。『資料』の主張は結局は、たたかいぬぎの「要求の一致」を追求する立場である。その主張が運動にもたらす影響は、別に論ずる必要がある。すでにふれたように、反独占統一戦線あるいは統一闘争の統一性は、要求の同一性によって保障されているのではなく、反独占という敵の共通性によって保障されている(もちろん、結果として要求が統一されていくことを否定するものではない)。

三つめに、「民主的規制」は、スクラップ合理化の抑止が労働者の労働条件の安定的確保であると主張するが、先にも述べたように、これは明らかに「合理化」を「ビルド合理化」と「スクラップ合理化」に、形態上のみならず、本質上も分けて考える論理である。たとえ「ビルド合理化」であっても、それだけでは労働者の労働条件の確定には、まったく役立たなかったことは、国鉄労働者の反合理化闘争の歴史、いや日本労働者階級が「高度成長期」にもった体験から明らかなのだ。

(つづく 立川 喬)

■マルクス・レーニン主義とは何か■ 帝国主義の時代と労働運動

—レーニンと労働運動論—

レーニンはつねに労働者とともにあつた

木村 私の考えていたことが、すっかりだされてしまったので（笑）たいへんやりにくい（爆笑）のですが、簡単に報告します。ここでちょっとお詫びしておかなければならないことがあります。というのは、簡単にいってこの論文の内容からスジだけを拾うことにはならないことです。前段の座談のなかにおいてもはなされましたが、この論文はレーニンの労作『帝国主義論』執筆直後に書かれていますし、ポリシェビキの活動をふまえて改良主義にたいしてどなたかかかたいへん普遍的・一般的なかたちで述べられているからです。これは、ぼくの反省でもあるのですが、この論文の面白さは、本当に労働者といっしょにたたかっていたという点についていけないということです。この意味で職場の間ともっともっと広くつき合うことの必要を痛切に感じたことをまず感想として申し上げます。

たたかいた方向をさし示す『帝国主義論』

さて報告についてです。さきほど司会者がポイントをいくつか話されましたが、その方向にそって報告し、最後に何点かについてぼくの問題意識を申し上げてみたいと思う。レーニンの論文を手にするときいつも感ずるのですが、当面の情勢とその情勢のもとでの自覚した労働者階級、つまり科学的社会主義者の任務がズバリ指摘されていることです。こゝに「総評労働運動の危機」、あるいは「左翼の危機」ということが、しばしばいわれますが、このことと無縁でないように思うのです。たたかいた基本方向を明確にしなければならぬのに、それが十分でない。たたかいた意欲と土気があるにもかかわらず、そうした創意、情熱がバラバラにされていることを痛切に感じるからです。この論文を読んで、とくにそうしたことを強く感ぜさせられました。

「帝国主義と、日和見主義が（社会排外主義の姿で）ヨーロッパの労働運動に対してかちとった奇怪でかつ嫌悪すべき勝利とのあいだに、なにか関連があるのか？」（二一五頁）。

「これは現代の社会主義の基本的問題である」（同）

こうして、帝国主義とは何か、帝国主義と日和見主義の関連は？ 等々のことが本質的に明らかにされていくわけです。冒頭の言葉にもありましたように、レーニンの問題意識は、「帝国主義と日和見主義……（の）関連」にあります。ですから、「まず、帝国主義のできるだけ正確で、かつ完全な定義からはじめなければならない」（同）と述べ、帝国

主義の本質規定を「資本主義の特殊な歴史的段階である」(同)としています。

レーニンと帝国主義の規定

ではこうした帝国主義の規定はどのような事象から生みだされているのでしょうか。レーニンは分析を進めます。

「この特殊性は三重のものである。すなわち、帝国主義は、(一)独占資本主義であり、(二)寄生的な、または腐朽しつつある資本主義であり、(三)死滅しつつある資本主義である」(同)

つまり、独占が自由競争にとってかわったことが帝国主義の「根本的な経済的特徴」であり、「核心」だというわけです。これがレーニンの帝国主義論のポイントです。

こうして、レーニンは「三重の特殊性」についてのそれぞれの分析へと筆を進めてゆきます。ぼくの解説よりは、レーニンの言葉そのままの方が味わい深い。したがって、原文どおり報告しておきたいと思います。

第一に「独占」について。

「独占は五つの主要な形態で現われる。(一)カルテル、シンディケート、トラスト。生産の集積が、これらの独占的な資本家団体を生みだすほどの段階に到達したのである。(二)大銀行の独占的地位。三つないし五つの巨大銀行がアメリカ、フランス、ドイツの全経済生活を動かしている。(三)トラストと金融寡頭制(金融資本とは銀行資本と融合した独占的産業資本である)とによる原料・資源の占取。(四)国際カルテルによる世界の(経済的)分割が、はじま・っ・て・い・る。世界市場全体を支配し、それを『仲よく』分けあっている——戦争がそれを再分割するまでは——、そのような国際カルテルはすでに一〇〇をこえている。非独占的な資本主義のもとでの商品輸出と区別される、非常に特徴的な現象としての資本輸出が世界の経済的および政治的——領土的分割と密接な関連をもっている。(五)世界の領土的分割(植民地)が完了している。」(二二五—二六頁)。

そして、これらの「経済的特徴」は一八九八—一九一四年までに完全に「形づくられた」としているわけです。

第二に「寄生的な、または腐朽しつつある資本主義」について。それについては次のとおりです。

「(第一に)共和主義的——民主主義的な帝国主義的ブルジョアジーと君主主義的——反動的なそれとのあいだの差異は、ほかでもなく、両者が生きながら腐朽しつつあるという事実のために、拭いさられつつある(しかし、それがために個々の産業部門、個々の国、個々の時期における資本主義の驚くべき急速な発展ということがなくなるわけではない)。第二に、資本主義の腐朽は金利生活者、すなわち『利札切り』で生活している資本家の莫大な層がつくりだされていることに現われている。……第三に、資本輸出は自乗された寄生状態である。第四に、『金融資本は支配をめざし、自由をめざさない』。あらゆる方面での政治的反動が帝国主義の特性である。腐敗、大規模な賄賂、あらゆる

種類の疑獄。第五に、領土併合と分ちがたく結びついている被抑圧民族の搾取。とくに、ひとにぎりの『大』国による植民地の搾取は『文明』世界を、ますます、幾億人の非文明民族の身体についた寄生虫に変えてゆく。……帝国主義の大国のプロレタリアートの特権的な層は、部分的には、幾億人の非文明的民族の勘定で生活している」（二一六―一七頁）。

腐朽性の傾向についてのこれらの指摘は、こんにちの帝国主義諸国にそのままあてはまります。しかも、幾層倍も大きな規模で……。

こうして、第三に帝国主義の歴史的地位についてが述べられてゆきます。

「帝国主義が死滅しつつかある資本主義、社会主義へ移行しつつかある資本主義であるという理由は、明白である。資本主義から成長してくる独占はすでに資本主義の死滅過程であり、その社会主義への移行のはじまりである。帝国主義による、労働の巨大な規模での社会化（弁護論者としてのブルジョア経済学者が「絡み合い」とよんでいるもの）も同じことを意味している」（二一七頁）。

『帝国主義論』では、帝国主義の歴史的地位を「社会主義の前夜」と結んでいることは周知のとおりです。

以上が、レーニンの帝国主義論のエッセンスとなろうかと思えます。つけくわえたいことはいろいろあります。しかし、さを急がせてもらいます（笑）。

カウツキーはどのようにマルクス主義をゆがめたか

このようにみずからの見解を述べたあと、「帝国主義は高度に発展した産業資本主義の一つの産物である。それはますます大きな農業的地域を、そこにどんな民族が住んでいるにかかわらずなく、隷属させ、併合しようとする、あらゆる産業資本主義的国民の衝動である」と規定したカウツキーの見解の全面的批判が、二一八頁から二二四頁にかけて展開されます。こまかいことは省略しますが、カウツキーのこの理論の帰結は、労働者階級の利益を裏切り、帝国主義者どもを擁護する立場に転落しているというのがレーニンの結論です。たとえばレーニンが次のように述べていることがそれです。

「カウツキーは帝国主義の政治をその経済から切りはなし、政治における独占を経済における独占から切りはなし、それによって、彼の卑俗なブルジョア的改良主義、つまり『軍備縮小』とか『超帝国主義』とかいうものや、それに類するたわごとへの道を払い清めている。こうした理論的虚偽の意味と目的とは、帝国主義のもっとも深い諸矛盾をばかし、それによって帝国主義の弁護論者や、公然たる社会排外主義者や日和見主義者との『統一』の理論を正当化することに完全に帰着する」（二二八頁）。

カウツキーへの批判と同時に面白いことはイギリスのブルジョア経済学者ホブソンの『帝国主義論』（岩波文庫に集録されている・編集部）が高く評価——限界を明らかにしながら——されていることです。こうしたところにも、科学的社会主義者は「科学」に真摯でなければいけないことが示されているように思います。

さらにレーニンは、当時の日和見主義者、改良主義者、たとえばマルトフ、ヒルファードイニングといった連中を徹底的にやっつけていることが特徴です。改良主義者とうたたかわねばならないかが示されていると、いいと思います。

改良主義者の没落は必然的だ

こうして、帝国主義の本質が明らかにされたあと、日和見主義者の「歴史的運命」が述べられてゆきます。彼らの存在は、資本主義が存在するかぎり許されているわけですから、彼らがどのような「運命」をたどるかはいうまでもなく明らかです。ですからレーニンは次のように述べ、自覚した労働者階級に勝利への展望を語っているわけです。

「プロレタリアートは資本主義の子——ヨーロッパのそれだけでなく、帝国主義的なそれだけでなく、世界の資本主義の子である。世界的な尺度で見れば、五〇年早くても五〇年遅くても——この尺度からすればこれは小さな問題である——、『プロレタリアート』は統一に達するで『あろう』し、また彼らのあいだで革命的社会民主主義が『不可避免的』勝利を占めるであらう」。

ここまでの指摘はマルクス主義者にとってあたりまえのことです。ただ多くの場合はちよつとフラフラすること（笑）があるわけですが……。

松井 フラフラするようじゃマルクス主義者じゃないよ（笑）。

木村 感心したのはそれからあとの記述なんです。レーニンはいつでもそうですが一般的なことを論ずると同時に、たたかひの方向を労働者階級にさしめし、よびかけているんですね。こうつづけています。

「だが、カウツキー派の諸君、これが問題なのではない。諸君が現在ヨーロッパの帝国主義諸国で日和見主義者たちにペ・ペ・コしていることが、問題なのだ。彼らは階級としてのプロレタリアートにとって無縁であり、ブルジョアジーの召使、手先き、その影響の伝達者であり、彼らから解放されなければ労働運動はあくまでも、ブルジョアの労働運動にすぎないであらう。諸君が日和見主義者との、レギーンやダヴィドラとの、ブレハーノフないしチュヘンケリやポトレソフら、等々との『統一』を説教するのは、客観的には、帝国主義的ブルジョアジーが、労働運動内における彼らの最良の手先きを使って、労働者を奴隷化するのを擁護することなのである。世界的尺度で見れば革命的社会民主主義の勝利は絶対に不可避的ではあるが、しかしその勝利はもっぱら諸君に反して進行しつつあるし、また進行するであらうし、成就しつつあるし、また成就するであらう。勝利は諸君に対する勝利となるであらう」（二三三—四頁）

冒頭の座談でも少しだけされましたが、「階級としてのプロレタリアート」にレーニンがよびかけていること、そして「（科学的社会主義の）勝利は、もっぱら諸君（日和見主義者たち）に反して進行し、……成就する」との指摘は多くのことを考えさせてくれるように思います。

（つづく）

資料1

国民春闘共闘会議および公労協による声明

1. こんにち福田内閣の政策は、景気対策、成田空港問題、日中、日ソ問題にみられるように、内政外交面にわたって破たんし、治安弾圧の強化という対決型の姿勢しかとりえなくなっている。

2. なかでも、現在春闘の最大のヤマ場において賃金闘争にたちあがっている労働者のたたかきをおさえこむために、世界に類をみない反動的な「五・四名古屋中郵事件最高裁判決」をよりどころとして、全通労組に対する刑事弾圧の企図を露骨に示していることに對し、われわれはつよく抗議するものである。

3. 公労協の全力をあげた自主解決の努力に、政府・当局は誠意をもってこたえず、逆に一方的に調停に逃げこみをはかった。したがってわれわれは既定方針どおり自らの生活を守るため、交連、公労協を中心とした、五日からの決戦ストをたたかいぬく決意である。

4. しかし、春闘が、政治春闘の性格を色濃くしているとき、福田内閣と警察権力による公労協と全通との分断、全通の狙いうち弾圧というワナにはまるようなことは避けなければならぬ。

われわれは現状を冷静に分析した結果、国民春闘共闘会議および公労協の判断と責任において、全通に對し、戦術の再検討を求めることとした。

5. 当面一五日から全通が準備しているストライキ行動の延期を要請する。

一九七八年四月二四日

国民春闘共闘会議・公労協

資料2

全通中央闘争委員会声明

本日、春闘共闘委員会は、政府・自民党・警察・検察権力がまさに一体となって全通のストライキに對し、五・四判決発動による郵便法違反刑事弾圧の次元を超えて、全通の組織そのもののぶつぶしと、それを突破口にして公労協破かいという、まさにファッショ的大弾圧方針を固めてきている情勢にあるとの判断にたつて、全通の戦術延期について指導要請（別紙）を行ってきた。

中央闘争委員会は、この指導をうけて慎重に検討した結果、各級機関の努力によりすでに万全の態勢が確立していることを確認をしながらも、諸般の情勢を勘案したとき、執うなまでの支配体制の全通つぶしの攻撃に質的に変化しているいま、きわめて残念であるがこの指導をうけ入れることとした。

政府・自民党がかくも狂気なまでの弾圧にのり出した背景は、福田内閣のあいづく失政の失地回復と、強権的な政治介入によって七八春闘の抑圧と分断に見通しをつけたことや、伯仲体制といっても民社や新自クをまきこんで自らの政權維持に一定の自信を固め、それが一連の地方選挙の結果で裏打ちされているという政治情勢をうけ、さらに自らのマスコミ操作によって違法スト論の世論工作が一応の成果を収めつつあるとの見通しにたちとりわけ成田事件以降法秩序維持の世論が高まりつつある、などの判断から、この際「全

通」をいけにえに一気に組織つぶしをはかり、そこを突破口にたたかう総評の中核部隊である公労協狙い打ちの第一陣としてふみきったものであり、春闘共闘の指導もこの背景と政府・自民党の狙いを適格に把握したうえにたつてのもので中央闘争委員会もその判断にたつたものである。

私たち全通は、まさに 痛の思いでこの指導をうけ入れストライキについて延期するが、もとより五・四判決をのり超えてたたかい、スト権を奪還するという基本方針はいささかも変更するものでなく、まさに一時的な戦術的撤収であることはいまでもない。

私たちは、このくやしさは忘れない。この一歩後退を次のたたかいへの前進の糧として、必ずや権力の側の弾圧体制をのりこえて、ストライキ権を自らの力で奪還することを全組合員おたがいに確認して、そのたたかいをすすめることをちかひ、ここに撤収もひとつのたたかいであると位置づけ整然としたストライキ戦術の延期の行動展開を特に要請するものである。

一九七八年四月二四日

全通信労働組合中央闘争委員会

中央闘争委員長 石井平治

資料3

七八賃闘収拾と総括の視点(全電通)

三、七八国民春闘総括と今後の運動の在り方を論議する場合の課題と方向性

まずつぎの二点を決めていただきたい。

① 四・二六の公労委調停委員長見解は、実生活水準の防衛とはかけ離れた、物価上昇率にさえ及ばない低額・不当な賃上げであり、まったく不満なものである。しかし、われわれは、全力をあげて闘ったにもかかわらず、これが今次春闘における現実的到達点にかならなかつたことについて、きびしく受け止める。

そして、なぜこういう結果になったのかを、この際、原点に立ち返り、根本的にメスをふるう立場から、今後の賃金闘争の総括討議をすすめる。

② 今次春闘を通じ、従来の『春闘方式』は、抜本的に再検討せざるを得ないことが明らかとなった。したがってわれわれは、この際、既成概念にとらわれず、かつ共闘次元での誤解を恐れない立場で、大胆に、従来の春闘方式を見直すことを基本に、総括と次年度方針の組織討議を展開する。

この二点について、しっかりとハラを合わせておきたいと思うのです。

四、今後の総括と方針討議の際の考えられる主要テーマ(例示)

つぎの諸点については、それぞれ地方に持ち帰って議論していただき、補足等行なっていただきたいと思います。

1、統一賃金闘争のあり方

▽産別決定方式をとるか、▽公労協一括調停方式をとるか、▽その併用方式をとるか。
中央闘争委員会のイメージとしては、電機、日放労を加えた、情報通信産業としての大産別方式がいいのではないかと考えています。

2、春闘方式の再検討

▽従来どおり、春に全組合が総がかりで賃金闘争を闘うのか、▽他の新しい発想に立つた賃金闘争を構築するのか。

中央闘争委員会としては、従来の春闘方式は事実上破綻したと考えます。高度成長の時代は、多数の力で相場をつくって要求をとることでよかったが、低成長・安定成長の今日には通用しません。したがって、春闘方式に象徴される総評労働運動（勢ぞろい方式）は、抜本的に改革しなければならないと考えます。

イメージとしては、例えば物価スライド制の採用で、定期昇給を上回る物価上昇があった場合、年二回でも三回でも自動的に賃上げをする。そして、二年か三年に一度ぐらい生活向上のための大闘争を展開することにしてどうか。さらに闘い方も、春よりは秋の予算編成時に闘った方が効果的ではないかと思う。仮に春にやるとするならば、産別次元の闘いを軸にしつつも、公労法がある限り公労協の闘いも抜きには考えられませんか。したがってこの場合、九組合一括といった従来パターンを脱して「時間差攻撃」でいったらどうかと考えているところです。要は、大胆な発想で、新しいパターンを開拓したいということです。

3、国民春闘路線をどう現実に即して再構築していくか

▽賃金要求と減税、住宅、教育、医療、年金など、生活制度要求との関連をどうもたせるのか、▽賃金第一主義でいくのか、▽生活制度要求にもっと力を入れていくのか。

今までは、生活制度要求と賃上げは表裏一体のもの、といいつつも、総括の段階では賃上げは賃上げ、制度要求は制度要求として扱われてきたのが実態。しかし、賃金、がとれなかったら、賃金外賃金で穴埋めするといった戦略、賃金と制度要求は一つ、一〇円玉のウラオモテと考えた国民春闘路線の再構築が必要ではないかと考えています。

4、総労働の総結集をどうはかるか

▽今次春闘決戦時点での全通問題をどうとらえ、今後の労働運動への影響をどうみるか、▽これとの関連で、公労協の共闘体制は今後どうなり、これにわれわれはどう対応していくのか、▽総評の戦力低下、地盤沈下にどう歯止をかけるのか、▽四団体共闘の修復はできるのか、▽この中で、労働戦線の大同団結のためわれわれは何をなすべきか。

これについては、なんといいても全通の脱落が重大な影響をもってきます。まず、迫るスト権闘争での、公労協九組合の統一闘争がくめなくなるといってもよいでしょう。政府は「公労協といったって、おどかせば落ちる」とタカをくくってくるだろうし、スト権ストはもちろん、来春闘も後遺症は残るとみなければならぬでしょう。

また、総評の地盤沈下も、歯止めのかげようがないほど重症になったが、もう一度だけ大胆に改革案を提起してみたいと考えています。地盤沈下を防ぐみちは、大産別の結集以外にないと思いますが、この辺も十分な組織討議をお願いします。

5、スト権奪還、当事者能力確立のためどう闘うか

▽スト権奪還闘争をいかにして再構築するか、▽当事者能力とも関連させ、自主交渉路線をどう貫いていくか。

スト権スト以降の闘いを再構築してきたつもりだったが、九組合の統一闘争がくめなくなつた今日、再びしきり直さなくてはならなくなつたのです。五月の中・下旬には公企体等基本問題会議の、六月中・下旬には、スト権問題の答申が出てくるという状況の中で、われわれはどう対応したらいいのか、当面する問題はまかせていただくとして、来年度以降の闘いをどうすすめるか検討し合いたいということです。

さらに、当事者能力の確立に関連して、自主交渉路線をどう貫いていくかです。公社は「今後自主交渉路線をつづける」といっていますが、法的に認められた当事者能力も発揮できなかったのに、どうやって当事者能力を発揮しようというのか。公企体等基本問題会議に対しても公社は、当事者能力の回復を求める要請等を行なっているのです。このように、言うこととやることと違う公社の姿勢は、第六次と合わせて徹底的に追及しなければならぬところです。

6、ストライキ戦術の行使についての基本的なあり方

▽国民生活制度要求は、ストで成果をあげるか、▽賃金・合理化では、決定的段階では、当然ストで闘うべきだが、スケジュール闘争批判に対し、われわれはどう応え、その問題点を克服していくか。

これらについては、全電通的にはコンセンサスはできていると思っていますが、生活制度要求は、ストで成果は上げられません。幅広い国民各層を結集し、幅と厚みのある運動をどう構築するかによって勝負はきまるわけで、このことを大胆に提起して四団体共闘の修復につとめていくことであります。

また、スケジュール闘争とうけとられる闘い方はやめたいと考えるのです。①団交を重視してギリギリまでつめてのち②団交の進展を期してスト批准を行ない③国民への周知につとめ④事前予告でストを実施する方向にいくべきではないか——と思います。

7、今後の賃金要求のあり方

▽賃金要求・物価スライド制の制度化は必要ないか、▽ホンネ要求をどう探求し、統一闘争との関連をどう整理するか、▽階層別賃金要求をふくめ、全電通の賃金政策全体をどう見直していくか。

多言は要しないと思いますが、見直しを含めて十分な討議を要請します。

8、中央指導部の指導性強化をどうはかるか

▽総評をどうするか、▽全電通本部はどうあるべきか、▽春闘共闘をどうするか。これらのほか、職場で討議してつけ加えていただきたいと思ひます。(『全電通』一九七八・五・六)

(資料4)

春季賃金交渉現時点での感想(日経連)

一、今次春季賃金交渉の現時点では、予想通り業種別・企業別格差の甚しい賃上げ率なので高低を論ずる段階でない。然し、企業中賃上げ率や賃下げに依って職場維持に努めて

いる所が多い事を忘れてはならぬ。

二、国の財政も赤字、企業も赤字で減配無配に苦しむ現在、職のある人の家計は黒字なのだから、賃上げ率が昨年同月比消費者物価上昇率（四・四％）を下回る事は忍んで雇用の維持増大に協力される事を組合に求め度い。企業の役員、管理職は昨年来俸給カットに耐えている所が大多数である事も見逃してならぬ点である。

三、円レートの上昇で、ドル換算すればそれ丈で昨年比三〇％位国際水準から見ても日本の賃金は切り上げられている。

今や日本の賃金水準は世界最高のレベルにある。

労使共此の客観的国際情勢下にある事は、心得て居なければならぬ。

四、今や何よりも民間労使協力して職場を守り、雇傭を確保しつつ構造不況業種の転換を円滑に進めなければならぬ時期である。

民間労組、ナショナルセンターの幹部各位が上記諸情勢につき理解して居られる事は敬服している。

五、公団体や官公労に於かれても、国や地方公共団体又公団体の経営実態を考えて、その労使が国民の信頼を裏切らぬ様良識を以て違法ストについても、ベース・アップについても善処される事を本日の公団体有額回答を見て切望する。

之に関連して良識の府であるべき場で非課税の職員手当引上案を此の時期に通過させる等は納税国民に対し心なきわざといわれても仕方あるまい。（『日経連タイムス』四・一七）

■増刊号発行のおしらせ■

社会党『中期経済政策（第一次試案）』批判の決定版

予定価格 四〇〇円、五月中旬発行

『社会通信』では、社会党から「中期経済政策（第一次試案）」が提案されてから、その内容の本質をくり返し問題提起してきました。多くの読者から一冊のパンフにまとめたとの要望が寄せられていたところです。そこで、社会通信第一二・一三号の諸論文そして、「出所不明」の反批判への批判とあらたに「社会主義政党内」で政策とは何かの論文を追加し、増刊号として発行することにしました。『中期経済政策（第一次試案）批判』の決定版ともいえるものです。マルクス・レーニン主義の理解を深める絶好の書です。ぜひ、学習活動にご利用下さい。

定価は四〇〇円（予定）、五月中旬発行の予定です。

《内容》

第一部 社会党『中期経済政策』（第一次案）批判
 第一章 『中期経済政策』作成の経過とその問題点 第二章 分権化と自主管理社会主義批判 第三章 階級的視点のない情勢分析 第四章 革命を忘れた『中期経済政策』
第五部 『中期経済政策』と民社党綱領 第六章 社会主義政党内で政策とは何か。
第二部 社会党『中期経済政策』（第一次試案）批判』の批判に答へ
 《お申し込み方法》

ご希望の方は、代金をそえて当社までお申し込み下さい。なお、お申し込みの際には、増刊号と明示してくださいようお願いいたします。送金の方法は、(1)郵便振替・東京〇一五八四三二二 (2)労金・東京労金本店 三一九九一五 (3) 現金書留 でお願います。